

「令和5年度旧第一大成小学校跡地整備工事基本設計業務」に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

弘前市（以下「市」という。）では、令和3年10月に「弘前市立病院・旧第一大成小学校跡地活用基本構想」を策定し、旧弘前市立病院及び旧第一大成小学校跡地を、「健康・医療・福祉」、「多世代の交流」、「多様な学び」の機能を集約した「健康づくりのまちなか拠点」として一体的に整備し、市民の健康寿命の延伸と中心市街地の賑わいの創出につなげることをしている。

旧第一大成小学校跡地は、旧第一大成小学校、幼児ことばの教室及び障害者生活支援センターの建物を解体撤去し、「健康づくりのまちなか拠点」の外部空間として、整備することとしている。

本業務は、旧第一大成小学校跡地の既存建物解体後の整備工事に係る基本設計を行うものである。業務委託にあたり、より優れた提案者を選定するとともに、その選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により、広く提案を募り、この業務に最も適した契約候補者を選定することを目的とする。

(2) 業務名

令和5年度旧第一大成小学校跡地整備工事基本設計業務

(3) 業務内容

本整備工事に係る基本設計業務とする。詳細は別紙青森県県土整備部策定「設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」及び「令和5年度旧第一大成小学校跡地整備工事基本設計業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）」のとおり。

ただし、契約時における特記仕様書については、契約候補者として選定された者の企画提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年7月26日まで

※本プロポーザルは、繰越予算にかかる議決前に準備行為として実施するもので
す。議決を得られなかった場合は、中止とすることがあります。

2 業務に要する費用（事業費限度額）

14,773,000円（税込み）

※この金額は、公募型プロポーザルにおける見積もり比較においてのみ使用するものであり、契約締結における予定価格を示すものではない。

※参考見積書の金額が、業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる(1)～(7)の事項（設計共同体の場合は(8)の事項を含める）を全て満たす者とする。

- (1) 公告日現在から契約候補者特定の日までに、「弘前市建設業者等指名停止要領」の指名停止期間が含まれないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと（本市の取り消しに限定しない。）。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にいない者であること。
- (6) 主任技術者、照査技術者をそれぞれ配置することとする。ただし、主任技術者は、照査技術者を兼務しないこと。なお、「主任技術者」とは、「共通仕様書」第1102条第5項の定義における「管理技術者」のことをいう。
- (7) 主任技術者は次のいずれかの資格を保有すること。
 - ア 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）
 - イ R C C M（登録技術部門「都市計画及び地方計画」）
 - ウ 登録ランドスケープアーキテクト
 - エ 認定都市プランナー
 - オ 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）
 - カ ア～オと同等の水準の資格を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること
- (8) 設計共同体の資格
設計共同体で参加する場合は、次の各号の要件を全て満たすこと。
 - ① 出資比率は、構成員が技術提案及び設計業務に関与する割合を反映するものとし、代表者の出資比率を50%以上とする。

- ② 設計共同体の代表者及びその他構成員は、本業務に参加する他の設計共同体の構成員を兼ねていないこと。
- ③ 設計共同体として設計共同体協定書が、代表者及びその他構成員により交わされていること。

4 参加表明に関する質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年9月1日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
※提出時には別途、電話によりメールの受信確認を行うこと。
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 提出場所：本実施要領の「15担当部署（提出・問合せ先）」と同じ。
- (4) 回答予定日：令和5年9月5日（火）
- (5) 回答方法：市ホームページに掲載
※質問に対する回答への問い合わせ及び意義申し立ては、受け付けない。

5 参加意思表明書の作成及び提出

- (1) 提出書類
 - ① 参加意思表明書（様式2）
 - ② 会社概要（単独事業者又は設計共同体の代表者）（様式3）
 - ③ 会社概要（その他構成員）（様式4）
 - ④ 業務実績（様式5）
 - ⑤ 主任技術者の業務実績（様式6）
 - ⑥ 主任技術者の業務実績説明（様式7）
 - ⑦ 再委託調書（様式8）
※他の企業等に当該業務の一部について再委託する場合にのみ提出すること。
なお、当該業務の一部のうち、設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等については再委託することはできない。
 - ⑧ 設計共同体協定書の写し
※設計共同体の場合のみ提出すること。
※「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1を参考に提出することとし、出資比率の項目内容を追加すること。
 - ⑨ 弘前市競争入札参加資格者名簿に未登録の者は、以下の書類の写し各1部。
 - ア 登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（法人）
※参加意思表明書の提出日から起算して3か月以内のものとする。

- イ 規約、会則等（権利能力なき社団）
- ウ 身分証明書（個人）
- エ 直近2か年の財務諸表等（法人、権利能力なき社団及び個人）
- オ 法人及び権利能力なき社団にあつては、直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、地方税（法人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- カ 個人にあつては、直近年度の国税（申告所得税と消費税及び地方消費税）、地方税（個人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(2) 提出部数：正本1部

(3) 提出期限：令和5年9月14日（木）午後5時まで（必着）

(4) 提出場所：本実施要領の「15担当部署（提出・問合せ先）」と同じ。

(5) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(6) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、令和5年9月15日（金）（予定）に、参加意思表明者に電子メールで通知した後に、書面の郵送により改めて通知する。

6 現地見学会

(1) 実施日時：令和5年8月30日（水）午後1時30分～1時間程度

（受付は午後1時15分開始とする。）

(2) 参集場所：旧第一大成小学校敷地内駐車場（弘前市駅前三丁目18-5）

(3) 申込期限：令和5年8月29日（火）午後5時まで（必着）

(4) 申込方法：現地見学会への参加を希望する者は、現地見学会参加申込書（様式9）に所定の項目を記載のうえ、本実施要領の「15担当部署（提出・問合せ先）」に電子メールにて申し込むこと。また、電話によりメールの受信確認を行うこと。

(5) 現地見学会の内容：

- ① 旧第一大成小学校跡地の概要説明
- ② 整備予定地及び周辺の見学

(6) 留意事項

- ① 現地見学会への参加の有無が、契約候補者の選定に影響することはない。
- ② 参加人数は各者4名以内とし、参加希望者が多数の場合は、参加人数の調整を依頼する場合がある。

- ③ 公告資料を持参すること。
- ④ 施設の案内中は、参加者からの質問は受け付けない。質問がある場合は「7 企画提案に関する質問の受付及び回答」にて行うこと。
- ⑤ 現地見学会以外での敷地内への立ち入りは許可しない。
- ⑥ 敷地内での写真撮影は、周辺住民等に対し十分配慮すること。
- ⑦ 市担当職員の指示に従わない場合には、現地見学会からの退席を求めることがある。

7 企画提案に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和5年9月19日（火）～9月29日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電話によりメールの受信確認を行うこと。
- (3) 提出場所：本実施要領の「15担当部署（提出・問合せ先）」と同じ。
- (4) 回答予定日：令和5年10月3日（火）まで随時回答
- (5) 回答方法：市ホームページに掲載
※質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては、受け付けない。

8 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書提出届（様式10）
 - ② 企画提案書（様式11-1、様式11-2、様式11-3）
 - ③ 参考見積書及び参考見積内訳書（任意様式）
※参考見積額は事業費限度額内とすること。
- (2) 提出部数：正本1部、副本5部
※正本の電子データ一式（CD-R）は1部とし、データはPDF形式とする。
※正本には、企業の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、押印する。
なお、副本にはこれらの情報を記載せず、押印をしないものとし、提案者や協力者を特定することができないものとする。
- (3) 提出期限：令和5年10月13日（金）午後5時まで（必着）
- (4) 提出場所：本実施要領の「15担当部署（提出・問合せ先）」と同じ。
- (5) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。
※持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
※提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を

辞退したものとみなす。

(6) 企画提案書に係る留意事項

- ① 本プロポーザルは設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、業務内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。設計業務は、契約後に企画提案書に記載された取組方法を反映した資料に基づいて市と協議のうえ開始する。
- ② 提案者が特定される記述を避けること。
- ③ 企画提案書の記述にあたっては、文章での表現を原則とし、考え方や趣旨等について簡潔明瞭に示すものとし、専門的知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現とすること。
- ④ 字体は任意とするが、文字ポイントは見出し及び本文が10.5ポイント以上、図等の注釈は9ポイント以上とすること。
- ⑤ 様式ごとにA3判ヨコ片面1ページにて作成し、A4の大きさに折って綴じることとし、枠からはみ出して記載してはならない。また、印刷はカラーとする。
- ⑥ 別紙「旧第一大成小学校跡地整備工事基本設計業務に関する要求水準書（以下「要求水準書」という。）」及び別表の評価基準に留意すること。なお、提案にあたり、特に盛り込むべき内容を下記の表に示す。
- ⑦ 旧市立病院改修後の機能を踏まえ、一体的活用が図られるよう特に留意すること。
- ⑧ 表に示した必須項目「提案内容1～2」の各項目について、提案内容ごとに企画提案書（様式11-1、様式11-2）を作成すること。

表 提案内容

必須項目
提案内容1 <u>市民等の健康増進や中心市街地の賑わい創出が図られ、魅力的な空間となるような機能配置・動線計画</u> <特に盛り込むべき内容> <ul style="list-style-type: none">・日常的な憩いの場としての空間について・運動や健康づくりに取り組むことができ、年齢に応じた体力向上につながる機能の配置について・各種イベント開催も可能な配置について
提案内容2 <u>街並みの景観や近隣の生活環境に配慮した整備計画</u> <特に盛り込むべき内容> <ul style="list-style-type: none">・街並みの連続性に配慮し、周辺と調和した、賑わいと活力のある良好な都市景観の創出について

<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の生活環境や景観に十分配慮した、防音や侵入対策、目隠し等の緩衝機能の整備について
任意項目
その他提案事項

【備考】

- ア 必須項目について、各項目と無関係な内容を含む企画提案書又は要求水準書に示された条件に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- イ 表のうち「任意項目」は、独自の提案がある場合は、企画提案書（様式11-3）に提案内容を記載すること。
- ウ 企画提案書の記載内容は、全て本業務における実施義務事項として提案者が提示し、契約するものであることに留意すること。

9 審査方法

(1) 審査日程

第一次審査：令和5年10月25日（水）

第二次審査：令和5年11月2日（木）

(2) 審査委員会の設置

契約候補者選定にあたり、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため「旧第一大成小学校跡地整備工事基本設計業務に係る弘前市プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、委員会において提案内容の評価を行い、最優秀者及び優秀者を特定する。

参加希望者は、委員会の委員に対し、本プロポーザルに関する接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

※委員会委員

- 審査委員長 北原 啓司（国立大学法人弘前大学 教育学部特任教授）
- 委員 土岐 俊二（弘前商工会議所専務理事）
- 委員 亀山 守一（独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
まちづくり支援部 東北まちづくり支援事務所長）
- 委員 小山内 孝紀（弘前市都市整備部長）
- 委員 青山 洋蔵（弘前市企画部健康づくりのまちなか拠点整備
推進室長）

(3) 評価基準

プロポーザルの審査は別表の評価基準に基づき審査する。

(4) 第一次審査（書類による審査）

委員会において、企画提案書等の審査を行い、第二次審査に進む者を選定する。

審査においては、別表のうち「1 企業評価」及び「2 企画提案の内容」の評価項目の配点合計で評価する。基準点を54点（配点合計の6割）とし、全審査委員の評価点の合計の平均点が基準点を満たしているかという観点等から判断する。

(5) 第二次審査（プレゼンテーション等による審査）

企画提案書等の内容についてプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施し、参加者の中から委員による採点及び協議によって「最優秀者（契約候補者）」及び「優秀者（次点候補者）」を各1者特定する。なお、審査は非公開とする。プレゼンテーション等による審査においては、以下の点に注意すること。

- ① 提案者を特定することができる内容は伏せること。プレゼンテーション等は、参加意思表明書の受付順に実施し、準備5分・プレゼンテーション20分・ヒアリング25分の合計50分以内とする。
- ② プレゼンテーション等に出席する者は、「主任技術者の業務実績（様式6）」に記載した主任技術者を含む合計4名以内とすること。
- ③ プレゼンテーションは市が用意するプロジェクターを使用した発表とし、発表に使用する資料は企画提案書等に記載された内容のみとする。また、当日の追加資料の配付や企画提案書等でない新たな内容の説明は認めない。
- ④ 審査においては別表の全ての評価項目の配点合計で評価する。ただし、基準点は「【自由提案】その他の提案事項」を除いた評価項目を対象とする。基準点を60点（配点合計の6割）とし、全審査委員の評価点の合計の平均点が基準点を満たす場合のみ、当該参加者を最優秀者及び優秀者とする（全参加者が基準点を満たさない場合は、該当なし）。
- ⑤ 提案者が1者の場合も、プレゼンテーション等を実施する。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を最優秀者とする。
- ⑥ プレゼンテーション等に関する詳細は、第二次審査の参加者を選定後に別途通知する。

(6) 審査結果の通知

第一次審査及び第二次審査の審査結果は書面の郵送により各者へ通知する。また、特定された最優秀者及び優秀者について、市ホームページ上で公表する。

なお、審査の結果、第一次審査で選定されなかった者又は第二次審査で最優秀者として特定されなかった者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに、任意の書面により説明を求めることができる。選定又は特定されなかった理由の請求先及び書面の提出先は、本実施要領の「15担当部署（提出・問合せ先）」とし、請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内（土曜、日曜日及び祝日を除く。）に電子メールにより行う。

10 日程

公告	令和5年8月21日(月)
現地見学会参加申込締切	令和5年8月29日(火) 午後5時まで
現地見学会	令和5年8月30日(水)
参加意思表明書質問受付締切	令和5年9月1日(金) 午後5時まで
参加意思表明書質問回答予定	令和5年9月5日(火)
参加意思表明書受付締切	令和5年9月14日(木) 午後5時まで
参加資格結果通知予定	令和5年9月15日(金)
企画提案書質問受付締切	令和5年9月29日(金) 午後5時まで
企画提案書質問回答予定	令和5年10月3日(火) まで随時回答
企画提案書等受付締切	令和5年10月13日(金) 午後5時まで
第一次審査	令和5年10月25日(水)
第一次審査結果通知予定	令和5年10月26日(木)
第二次審査	令和5年11月2日(木)
第二次審査結果通知予定	令和5年11月6日(月)
契約締結・業務開始予定	令和5年11月下旬

11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類があった場合
- (4) 選定結果に影響を与える不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が事業費限度額を超過した場合

12 契約

最優秀者の特定後、特定された者は業務委託費の見積書を提出し、随意契約に係る協議が整い次第、速やかに契約締結の手続きを行うものとする。ただし、協議が整わない場合や、最優秀者に事故等があり契約を締結できない場合には、優秀者と契約締結に係る協議を行う。

13 支払条件

前金払有（契約金額の10分の3以内）

14 その他留意事項

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加意思表明書等を提出しない者及び参加資格審査の結果、提案者に選定されなかった者は、企画提案書等を提出できないものとする。
- (3) 参加意思表明書等及び企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する費用は、全て提出者の負担とする。
- (4) 参加意思表明書等及び企画提案書等の取り扱いについては、次のとおりである。
 - ① 提出された参加意思表明書等は返却しない。なお、提出された参加意思表明書等は、企画提案書等の提案者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
 - ② 最優秀者及び優秀者の特定の有無に関わらず、企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書等は、最優秀者及び優秀者の特定以外に提案者に無断で使用しない。また、特定された提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。また「主任技術者の業務実績（様式6）」に記載した配置予定の主任技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 企画提案書等の作成のために市から受領した資料は、本プロポーザル業務以外で市の了解なく使用してはならない。
- (7) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 企画提案書等の著作権は、企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
 - ② プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、市は提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
 - ③ 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があったときは、企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については特定後の開示とする。

15 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市企画部健康づくりのまちなか拠点整備推進室担当：神、竹浪

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

電話：0172-40-0631（直通）

メールアドレス：kyoten@city.hirosaki.lg.jp

別表

評価基準

評価項目	評価の視点	配点	換算値	評価点
1 企業評価（様式5～様式8）				
(1) 提案者の業務実績	代表者又は構成員が、同種又は類似業務の実績を挙げているか	10		
(2) 主任技術者の業務実績	主任技術者が、同種又は類似業務の実績を挙げているか	5		
(3) 主任技術者の保有資格		5		
2 企画提案の内容（様式11-1～様式11-2、ヒアリング）				
<提案内容1> 市民等の健康増進や中心市街地の賑わい創出が図られ、魅力的な空間となるような機能配置・動線計画	・旧市立病院との一体的な活用を想定した機能配置・動線計画か。 ・市民等の健康増進に寄与し、通年で繰り返し訪れたいくなるような魅力的な仕掛けが施されているか。	40		
<提案内容2> 街並みの景観や近隣の生活環境に配慮した整備計画	街並みの景観や近隣の生活環境の向上に寄与した対応策がなされているか	30		
3 プレゼンテーション	提案内容や質疑応答において的確に説明し積極的な姿勢が示されているか	10		
小計		100		
【自由提案】その他の提案事項（様式11-3、ヒアリング）	本業務を充実させる有益な独自の提案となっているか	5		
合計		105		

【備考】

評価方法（1 企業評価の場合）

(1) 提案者の業務実績

平成20年度以降に実施した公園又は広場の整備設計業務のうち、公告日現在において設計業務が完了しているもの。

※記載する業務は2件までとする。

※同一施設で複数の実績を有する場合は1件として取り扱う。また、同一施設で、基本設計と実施設計を分けて契約した場合は1件として取り扱う。

A：公園又は広場の整備設計業務

B：本業務箇所と同程度の面積を有する公園又は広場の整備設計業務

- ・ Bの業務実績 2件 …10点
- ・ Bの業務実績 1件及びAの業務実績 1件 … 8点
- ・ Bの業務実績 1件、又はAの業務実績 2件 … 6点
- ・ Aの業務実績 1件 … 4点

(2) 主任技術者の業務実績

平成 20 年度以降に、公園又は広場の整備設計業務の主任技術者又は照査技術者として従事し、公告日現在において設計業務が完了しているもの。

※記載する業務は 2 件までとする。

※同一施設で複数の実績を有する場合は 1 件として取り扱う。また、同一施設で、基本設計と実施設計を分けて契約した場合は 1 件として取り扱う。

A：公園又は広場の整備設計業務

B：本業務箇所と同程度の面積を有する公園又は広場の整備設計業務

- ・ Bの業務実績 2件 … 5点
- ・ Bの業務実績 1件及びAの業務実績 1件 … 4点
- ・ Bの業務実績 1件、又はAの業務実績 2件 … 3点
- ・ Aの業務実績 1件 … 2点

(3) 主任技術者の保有資格

- ア 技術士(総合技術監理部門又は建設部門) … 5点
- イ R C C M (登録技術部門「都市計画及び地方計画」) … 4点
- ウ 登録ランドスケープアーキテクト … 4点
- エ 認定都市プランナー … 4点
- オ 土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者) … 3点
- カ ア～オと同等の水準の資格を有する技術者であり、日本語 … 3点～5点
に堪能(日本語通訳が確保できれば可)であること

評価方法(2 企画提案の内容、3 プレゼンテーション、自由提案の場合)

	A	B	C	D	E
評価	非常に優れている	優れている	標準的である	劣っている	不可又は記載なし
換算値	1.0	0.8	0.6	0.4	0.0

評価点=配点×換算値